

監査公表第 5 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、産業経済部〔商工貿易振興課（中心市街地活性化推進室）、企業誘致課、観光振興課、人道の港発信室、農林水産振興課（農業基盤整備室、有害鳥獣対策室、野坂いこいの森）〕に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成29年 3 月 29 日

敦賀市監査委員	安 久	彰
同	中 村	淳
同	山 崎	法 子

産業経済部に係る定期監査結果報告

1 監査の実施日

平成28年11月28日（月）

2 監査の対象

産業経済部

商工貿易振興課（中心市街地活性化推進室）、企業誘致課、観光振興課、人道の港発信室、農林水産振興課（農業基盤整備室、有害鳥獣対策室、野坂いこいの森）、（以下「各課等」という。）に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理状況

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務及び事務事業の執行管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各課等における予算の執行及び事務処理は、おおむね適正に行われているものと認められたが、次の事項については、引続き必要な措置を講じられたい。

（1）各種補助金について

補助額については、事業内容、繰越額等を考慮し決定していただきたい。

また、補助事業が終了し実績報告を受け取る際には、補助団体において監査を受けていることを確認し、そのうえで、記載漏れ、記載間違い等がないことを確認していただきたい。

（2）超過勤務の縮減及び年次休暇の計画的使用の促進について

超過勤務の特に多い職員については過重労働とならないよう状況把握をし、また、年休を取得するよう推奨するとともに事務分担の見直しをする等健康管理に十分注意を払うよう配慮していただきたい。

（3）「新商品チャレンジ事業」について

新商品の開発やパッケージデザインの作成等については、一時的でなく定番商品として販売拡大につながるよう、また、補助金支出の効果を検証できる取組みに努めていただきたい。

(4) 農業、林業、水産業の後継者育成について

従事者の高齢化が進んでいるため、未経験者でも体験してみたいと思わせる就労に向けた環境づくりを行っていただきたい。

(5) 敦賀のPRパンフレットについて

各課でパンフレットが作成され何種類もあり、記載内容も重複している。無駄な経費をかけず効果的なものを作成いただきたい。